

(資 格 の 公 示)

北海道上川総合振興局告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年9月11日

北海道上川総合振興局長 嶋田 貴洋

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和8年9月11日に一般競争入札の公告を行う上川総合振興局旭川建設管理部事業課及び各出張所管内道路除雪委託

(2) 資格

上川総合振興局旭川建設管理部事業課及び各出張所管内道路除雪委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類

- ① 旭川建設管理部事業課管内除雪業務 【整理番号101】
- ② 旭川建設管理部士別出張所管内除雪業務 【整理番号102】
- ③ 旭川建設管理部富良野出張所管内除雪業務 【整理番号103】
- ④ 旭川建設管理部美深出張所管内除雪業務 【整理番号104】

2 資格要件

入札に参加する者は、単体企業又は中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）あるいは特定除雪業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、単体企業にあつては(1)の要件を、協同組合にあつては(2)の要件を、共同企業体にあつては(3)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ケ 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事又は舗装工事の競争入札参加資格を有する者であること。

コ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であり、上川総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

サ 過去5年間（令和3年度以降）に、北海道又は国が管理する道路法上の道路の除雪業務を元請として受託した実績を有している者であること。なお、協同組合又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする。

シ 事業課、各出張所管内の地域事情及び全業務工種に精通した者を配置し、異常時等において巡回、連絡の体制を確保し、迅速かつ適切な処置ができること。

ス 事業課、各出張所管内における道路の除雪に関する業務について、当該業務の経験を有する主任技術者を配置すること。

セ 使用する民有車（入札の公告の別紙除雪事業概要書の各地区（1）のイに掲げる機種と同等もしくは同等以上の車輛をいう。）をすべて配置できること。

ソ 業務の運転員及び雪道巡回要員に必要な免許、資格は業務処理要領のとおりであること。

タ 本業務の入札に参加する者は協同組合の組合員又は共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

チ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する資本関係及び人的関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が協同組合又は共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等

設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

ｂ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 協同組合にあっては、次の要件を満たしていること。

ア 協同組合は、定款で事業課又は各出張所管内に事務所所在地を置き、道路の除排雪業務の共同受注を目的としていること。また、上川総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する組合員がいること。

イ 協同組合は、(1)のアからカ及びシからソの要件をすべて満たしていること。

ウ 協同組合は、(1)のサの要件を満たしていること。又は要件を満たしている1者以上の組合員を有していること。なお、協同組合又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする。

ただし、除雪業務を元請として受託した実績を有していない協同組合は、過去5年間に元請として受託した実績がある他の協同組合の組合員を、当該協同組合の組合員として過半数有している場合、(1)のサの要件を満たしているものとして認めることとする。

エ 協同組合の組合員の過半数が、令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事又は舗装工事の入札参加資格を有するものであること。

オ 協同組合の組合員は、(1)のア、イ、エからクの要件を満たしていること。

カ 本業務の入札に参加する協同組合の組合員は、単体企業又は他の協同組合の組合員及び他の共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

(3) 共同企業体にあっては、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体は、(1)のシ、ス、セ及びソの要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体は、(1)のサの要件を満たしていること。又は要件を満たしている1社以上の構成員を有していること。なお、協同組合又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする。

ウ 共同企業体の構成員は、(1)のアからコの要件をすべて満たしていること。

エ 構成員の数は、2社又は3社であること。

オ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。

カ すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。

キ 本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業又は他の協同組合の組合員及び他の共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年9月11日（金）から令和8年9月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課

イ 提出先の所在地

郵便番号079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

電話番号0166-46-4912

(3) 添付書類

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 暴力団関係事業者等でないことの誓約書

イ 道税を滞納していないことを証明する書類（申請日を含め3ヶ月以内のもの）

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（申請日を含め3ヶ月以内のもの）

エ 法定保険加入状況一覧表

オ 会社更生法及び民事再生法に関する申立書

カ 除雪の受託実績を証明する書類（類似業務実績調書及び受託契約書等の写し）

キ 異常時における連絡体制表（任意様式）

ク 配置予定者調書（主任技術者・雪道巡回運転要員・巡視要員）及び免許証等の写し

ケ 配置予定オペレーター調書及び運転免許証等の写し

コ 使用する予定の民有車会社別配置予定表及び機械を証明する書面（所有車にあっては車検証等、リース車はリース契約書等の写し及び機械の機能、諸元を示す書類）

サ 協同組合にあっては、定款の写し及び組合員名簿

シ 共同企業体にあっては、特定除雪業務共同企業体参加資格審査申請書及び特定除雪業務共同企業体協定書

ス 特定関係調書（別記第19号様式）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

セ 返信用封筒（表に申請者住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、簡易書留料金460円分の切手を貼付した長3号の封筒）

(4) 提出方法

持参または送付することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

4 一般競争入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者からの申請については、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を、令和8年10月5日（月）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年10月13日（火）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課

(2) 理由の説明は令和8年10月15日（木）までに書面により回答する。

6 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

7 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

8 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。